

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	4	防犯対策
分科会	6	消防交通安全分科会	調整項目	2	防犯街路灯の設置基準及び負担区分

中条町担当	総務課	消防交通安全係	担当者名	
黒川村担当	総務課	交通安全係	担当者名	

現 況					調整方針	備考																									
記載事項	中 条 町			黒 川 村		調整方針	備考																								
設置基準	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>居住地域</td> <td>居住地以外</td> </tr> <tr> <td>設置工事</td> <td>自治会</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>自治会</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>自治会</td> <td>町</td> </tr> </table>				居住地域			居住地以外	設置工事	自治会	町	維持管理	自治会	町	光熱水費	自治会	町	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>居住地域</td> <td>居住地以外</td> </tr> <tr> <td>設置工事</td> <td>村</td> <td>村</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>村</td> <td>村</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>集落</td> <td>村</td> </tr> </table>			居住地域	居住地以外	設置工事	村	村	維持管理	村	村	光熱水費	集落	村
	居住地域	居住地以外																													
設置工事	自治会	町																													
維持管理	自治会	町																													
光熱水費	自治会	町																													
	居住地域	居住地以外																													
設置工事	村	村																													
維持管理	村	村																													
光熱水費	集落	村																													
補助金	地区、町内会等が防犯灯を設置若しくは補修する事業に対して、町が予算の範囲内で補助金を交付する。			居住地域の軽微な修繕は、集落で行っている。																											
交付額	防犯灯1灯の設置若しくは補修に係る工事金額（柱材料費を除く）の2分の1以内とし、設置の場合は10,000円、補修の場合は5,000円を限度とする。ただし、1灯当りの補助金算出額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					財政への影響額 <span style="float:right">単位：千円</span> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計												
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																												
中条町																															
黒川村																															
計																															
関係法令等	中条町防犯灯設置・補修費補助金要綱					備考 平成15年度当初予算ベース																									